

気対第 273 号  
栃木県環境審議会

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 1 項の規定による地方公共団体実行計画及び気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条の規定による地域気候変動適応計画に位置付ける次期栃木県気候変動対策推進計画を策定するに当たり、栃木県環境基本条例（平成 8 年栃木県条例第 2 号）第 24 条第 2 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

令和 6（2024）年 10 月 31 日

栃木県知事 福 田 富 一

## 諮 問 理 由 書

本県では、温室効果ガス排出削減等対策である「緩和策」と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策である「適応策」を、一体的に推進していくため、令和3（2021）年3月、地球温暖化対策実行計画と地域気候変動適応計画を一本化した「栃木県気候変動対策推進計画」を策定し、これを基に気候変動対策に関する施策を積極的に展開してきました。

この度、現計画の計画期間の終期が令和7（2025）年度であることから、令和8（2026）年度以降の新たな気候変動対策推進計画の策定に着手することとしました。

新たな計画では、2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、2035年度までの温室効果ガス排出削減目標を定める国の地球温暖化対策計画や第7次エネルギー基本計画による再生可能エネルギー導入比率などを参考に、将来予測される農業、自然災害、健康等への気候変動の影響を見据えながら、本県の実情に応じた「緩和策」および「適応策」について総合的かつ計画的に推進する必要があります。

については、次期栃木県気候変動対策推進計画を策定するに当たり、貴審議会の意見を求めるものです。

# 次期栃木県気候変動対策推進計画の策定について

## 1 計画策定の趣旨

本県では、温室効果ガス排出削減等対策である「緩和策」と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策である「適応策」を、一体的に推進していくため、令和3（2021）年3月、地球温暖化対策実行計画と地域気候変動適応計画を一本化した「栃木県気候変動対策推進計画」を策定した。

この度、現計画の計画期間の終期が令和7（2025）年度であることから、令和8（2026）年度以降の新たな気候変動対策推進計画を策定するものである。

## 2 計画の位置付け

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項の規定による「地方公共団体実行計画」及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条の規定による「地域気候変動適応計画」であり、本県の気候変動対策に関する施策の基本となるものであるとともに、栃木県環境基本計画の部門計画に位置付けられるものである。

## 3 計画の期間

この計画は、おおむね10年後を展望した上で、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5か年間とする。

## 4 計画の内容

この計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 県の事務事業に関する温室効果ガスの削減及び吸収源対策
- (2) 本県の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出等に関する施策
- (3) 本県の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する基本的方向及び分野別施策

## 5 計画の策定方針

この計画は、これまでの取組状況や新たな課題を踏まえ、地球温暖化その他気候変動に関する施策を総合的に推進するため、次の方針により策定する。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく計画であることから、各法の趣旨を十分に踏まえ、国が策定する地球温暖化対策計画及び気候変動適応計画に即した内容とする。
- (2) 2050年カーボンニュートラル実現を目指し、2035年までの温室効果ガス排出削減計画目標を定める国の地球温暖化対策計画や第7次エネルギー基本計画による再生可能エネルギー導入比率などを参考に、将来予測される農業、自然災害、健康等7分野への気候変動の影響を見据えながら、本県の実情に応じた「緩和策」及び「適応策」の方向性を示す。
- (3) 栃木県環境基本計画等、他の計画との整合を図る。

## 6 計画策定の方法

この計画は、次の方法により策定する。

- (1) 栃木県環境審議会及び各市町の意見を聴き、計画に反映させる。
- (2) 広く県民、事業者等の意見を聞くため、パブリックコメントを実施する。
- (3) 庁内における検討、調整及び決定は、とちぎ環境立県推進本部において行う。

## 7 計画策定の日程

この計画は、令和7（2025）年度末を目途に策定する。なお、主要な日程はおおむね次のとおりである。

日 程	審 議 会	備 考
令和6（2024）年10月	環境審議会【諮問】	パブリックコメントの実施
令和7（2025）年2月	専門部会【審議】	
7月	専門部会【審議】	
10月	専門部会【審議】	
11月	専門部会【審議】	
12月		
令和8（2026）年1月	専門部会【審議】	
2月	環境審議会【答申】	
3月		